# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
24	物価高騰対応重点支援給付金の支給に関する事務 基 礎項目評価書 【令和6年3月31日 終了】

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

土浦市は、物価高騰対応重点支援給付金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

土浦市長

#### 公表日

令和6年6月26日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報							
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務							
①事務の名称	物価高騰対応重点支援給付金の支給に関する事務						
物価・賃金・生活総合対策として、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特にの影響が大きい低所得世帯(住民税非課税世帯等)に対して、臨時的な措置として実施する土浦高騰対応重点支援給付金支給事業を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務							
③システムの名称	物価高騰給付金システム、統合宛名システム、中間サーバー						
2. 特定個人情報ファイル	A						
1. 物価高騰重点支援給付金3	支給対象者ファイル 2. 宛名情報ファイル						
3. 個人番号の利用							
法令上の根拠	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第37号)(以下、番号法)第9条第1項、別表第一 第101項・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第74条						

### 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[  実施する	]	<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠」 ・番号法第19条8号 ・行政手続きにおいて定める事務を定	号、別表第二 貸 ける特定の個人	を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令

#### 5. 評価実施機関における担当部署

	①部署	保健福祉部 社会福祉課
I	②所属長の役職名	社会福祉課長

#### 6. 他の評価実施機関

#### 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

	土浦市 総務部 総務課 茨城県土浦市大和町9-1
請求先	茨城県土浦市大和町9-1
	029-826-1111

#### 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

土浦市 保健福祉部 社会福祉課 茨城県土浦市大和町9-1
029-826-1111

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数								
評価対象の事務の対象人数は何人かいつ時点の計数か		[ 1万人以上10万人未满 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
		令和	15年12月1日 時点					
2. 取扱者	2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満		
いつ時点の計数か		令和	15年12月1日 時点					
3. 重大事故								
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		]	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし		

## Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類									
[    基礎	項目評価	i書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目 2) 基礎項目 3) 基礎項目	評価書 評価書及び	重点項目評価書 全項目評価書			
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載 されている。									
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)									
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を 2) 十分であ 3) 課題が残	入れている る				
3. 特定個人情報の使用									
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を 2) 十分であ 3) 課題が残	入れている る されている				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を 2) 十分であ 3) 課題が残	入れている る				
4. 特定個人情報ファイルの	り取扱い	の委託				]委託しない			
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を 2) 十分であ 3) 課題が残	入れている る				
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や	情報提供ネットワー	クシステムを	を通じた提供を除く。)	[	]提供・移転しない			
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を 2) 十分であ 3) 課題が残	入れている る				
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[ ]接続しない(入事		]接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を 2) 十分であ 3) 課題が残	入れている る				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を 2) 十分であ 3) 課題が残	入れている る されている				
7. 特定個人情報の保管・3	肖去								
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を 2) 十分であ 3) 課題が残	入れている る				
8. 監査									
実施の有無	[0]	自己点検	[ ]	内部監査 [	] 外部監	查			
9. 従業者に対する教育・啓	発								
従業者に対する教育・啓発	[	十分に行っている	]	<選択肢> 1) 特に力を 2) 十分に行 3) 十分に行	入れて行って っている	:เงอ			

### 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明